

公正取引委員会における行政文書の管理に関する定めの一部を改正する訓令新旧対照条文

○ 公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め（平成23年公正取引委員会訓令第1号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（公文書監理官）</u> <u>第3条の2 官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。</u></p> <p>（副総括文書管理者） 第4条 （略） 2 （略） 3 副総括文書管理者は、<u>第3条</u>第3項各号に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>（監査責任者） 第7条 （略） 2 監査責任者は、<u>公文書監理官</u>をもって充てる。 3 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（副総括文書管理者） 第4条 （略） 2 （略） 3 副総括文書管理者は、<u>前条</u>第3項各号に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>（監査責任者） 第7条 （略） 2 監査責任者は、<u>官房総務課長</u>をもって充てる。 3 （略）</p>